

## 福津市集合住宅ごみ置き場設置基準

福津市開発指導要綱に基づき、4戸以上の集合住宅を建てる際のごみ置き場の設置基準は以下のとおりです。

すでに計画を決定した後で修正が効かないなど、トラブルも発生しておりますので、まずは計画をされる前に、ご一読いただきますようお願いいたします。

### ○燃やすごみ置き場

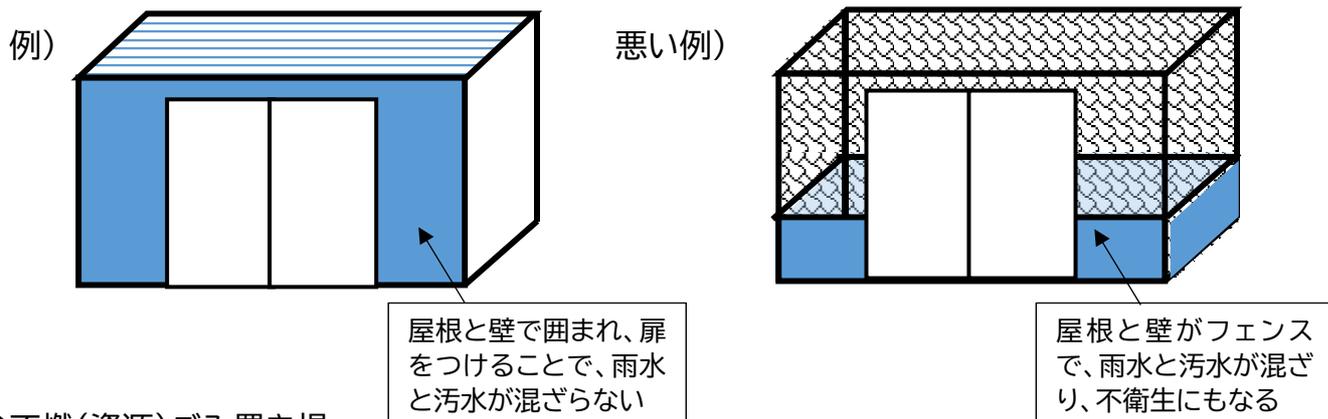
#### 《構造》

- ・腐食に耐える素材で屋根・扉を設け、箱型としてください
- ・分流式のため雨水が入らない構造とし、汚水は下水に接続してください
- ・適正な維持管理ができるよう床は水洗いできるようにしてください  
(下水接続に関しては事前に下水道課にも相談をお願いいたします)

#### 《大きさ》

具体的な基準はありません。

(参考)0.167平方メートルに住戸の数を乗じた面積以上



### ○不燃(資源)ごみ置き場

(100戸未満の集合住宅の場合)

必要ありません(分別収集による拠点回収となっているため)

もし管理会社独自で居住者のために回収を依頼される場合は、市が指定する一般廃棄物収集運搬業者にご確認願います(別途契約・有料)

(100戸以上の集合住宅の場合)

地域分別収集会場を敷地内に設けなければいけません

会場面積の目安は、敷地100㎡以上で、「雨除け施設」「道具収納庫」の設置が必要となります。

この件のお問い合わせ:福津市役所うみがめ課(0940-62-5019)